

行政・議会活性化調査特別委員会 中間報告書

議 会 活 性 化 調 査

令和 2 年 5 月 21 日
美 里 町 議 会
行政・議会活性化調査特別委員会

はじめに

本町議会では、平成 29 年度 3 月会議において「行財政・議会活性化調査特別委員会」を設置し、議会活性化に取り組んでいる。

本報告書は、令和元年 6 月会議に行財政・議会活性化調査特別委員会として中間報告を行った以降の取組みについて報告するものである。

1 議会活性化について

1) 取組項目及び取組方法について

本特別委員会で行き組むべき項目は、下記のとおりとし、2 つの分科会に分けて調査を行っている。

No.	項 目	分科会	備考
1	議会運営について	第 1	
	① 予算・決算の審議（平成 31 年 2 月 21 日報告済）		
	② 一般質問		
	③ 自由討議		
	④ 通年議会		
2	委員会について	第 1	
	① 議会運営委員会		
	② 常任委員会		
	③ 特別委員会		
	④ 全員協議会		
3	開かれた議会について	第 2	
	① 情報公開 （会議録、映像配信、ホームページ、議案書等） （令和元年 6 月 11 日報告済）		
	② 請願・陳情の処理（令和元年 6 月 11 日報告済）		
	③ 本会議での公聴会、参考人招致 （令和元年 6 月 11 日報告済）		
	④ 議会報告会（議会懇談会）（令和元年 6 月 11 日報告済）		
4	議員経費について	第 2	
	① 議員定数		
	② 議員報酬		
	③ 議員期末手当		
	④ 議員費用弁償		
	⑤ 政務活動費		

2) 確認事項について

取組項目「No.3 開かれた議会について」①、④、⑤について、第2分科会から報告を受け、特別委員会で審査し下記のとおり確認決定した。

確認決定事項

① 情報公開

映像配信については、配信方法の変更にともなう美里町議会の会議中継に関する規程の改正は、別紙の新旧対照表のとおりとする。

④ 議会報告会（議会懇談会）

議会報告会については、令和元年6月の中間報告で議会懇談会に名称を変更している。

議会懇談会については、次のとおりとする。

内容は、従来どおり、常任委員会の政策研究テーマについて意見交換をしたあとに懇談をする。

開催は、年1回、10月とする。議会が開催する懇談会は、2日間とし、開催場所は町内6か所で、1班当たり2会場担当する。行政区、団体（5人以上）等の要請により開催する懇談会は、議会が開催する懇談会后5日以内（土日含む）に実施し、会場、日時は合同会議で調整する。

これにともなう議会懇談会実施要綱の改正は、別紙のとおりである。

なお、町民からの意見、要望、質問についてのまとめの仕方は、従来どおりとする。

⑤ 議会基本条例

議会基本条例については、議会をより活性化し町民の負託に応えることを目的としており、そのための基本的事項を十分に検討して制定されていることや、制定から現在までの状況を勘案しても改正する必要はない。

2 議会懇談会について

議会の立場から町民への町政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対する町民の声を直接かつ広く聴取することにより、議会の監視機能及び政策提言機能に資することを趣旨として、3班編成で開催した。

懇談会の状況については下記のとおりである。

○令和元年 議会懇談会開催結果

① 参加者状況

開催日	会場	時間	参加者数	担当
10月10日 木	北浦コミュニティセンター	19:05~20:20	2人	1班
	慶半コミュニティセンター	19:00~20:20	11人	2班
	赤井公会堂	19:00~20:25	5人	3班
10月11日 金	有隣館	19:00~20:37	12人	1班
	青生コミュニティセンター	9:30~10:50	33人	2班
	本小牛田コミュニティセンター	19:00~20:40	8人	3班
10月15日 火	駅前白寿館	10:00~11:50	16人	1班
	駅東地域交流センター	19:00~20:40	8人	2班
	中埴コミュニティセンター	19:00~20:40	9人	3班
10月16日 水	不動堂5区生活改善センター	19:00~20:05	2人	1班
	下小牛田コミュニティセンター	19:00~20:30	10人	2班
	農村婦人の家	19:00~20:20	29人	3班
参加者数合計			145人	
1会場あたり平均参加者数			12.1人	

② 実施班構成 ◎は班長

班	議員氏名
1班	◎平吹俊雄 吉田二郎 佐野善弘 福田淑子 千葉一男
2班	◎前原吉宏 村松秀雄 山岸三男 柳田政喜 櫻井功紀
3班	◎手島牧世 吉田真悦 鈴木宏通 藤田洋一 我妻薫

③ 質問、意見・要望事項件数

項 目		質問、意見・要望のあった件数
議会に対するもの		62
	質 問 事 項	29
	意見・要望事項	33
執行部に対するもの		38
	質 問 事 項	7
	意見・要望事項	31
合 計		100

④ 次年度への提案

本特別委員会第2分科会で行われている、開かれた議会についての「議会懇談会」の検証・検討に委ねる。

3 行財政・議会活性化調査特別委員会研修会について

令和元年11月21日、南郷病院参事、大橋浩二氏を講師に迎え、「地方公営企業会計について」研修会を実施した。

令和元年11月27日、総務課内部統制指導員、桐生孝雄氏を講師に迎え、「専決処分事項（債権の放棄、訴えの提起、和解）について」研修会を実施した。

4 今後の取組み

取組項目について、第1分科会、第2分科会で調査、研究を継続する。

5 審査経過

1) 特別委員会開催年月日

第 7 回	令和元年 8 月 29 日
第 8 回	令和元年 12 月 20 日
第 9 回	令和 2 年 5 月 21 日 中間報告

2) 分科会開催年月日

第 1 分科会		第 2 分科会	
第 16 回	令和元年 7 月 2 日	第 13 回	令和元年 7 月 1 日
第 17 回	令和元年 7 月 29 日	第 14 回	令和元年 7 月 26 日
第 18 回	令和元年 8 月 22 日	第 15 回	令和元年 8 月 22 日
第 19 回	令和元年 9 月 26 日	第 16 回	令和元年 9 月 26 日
第 20 回	令和元年 11 月 11 日	第 17 回	令和元年 11 月 5 日
第 21 回	令和元年 11 月 29 日	第 18 回	令和元年 11 月 27 日
第 22 回	令和元年 12 月 17 日	第 19 回	令和元年 12 月 16 日
第 23 回	令和 2 年 1 月 10 日	第 20 回	令和元年 12 月 20 日
第 24 回	令和 2 年 1 月 31 日	第 21 回	令和 2 年 1 月 23 日
第 25 回	令和 2 年 2 月 18 日	第 22 回	令和 2 年 2 月 12 日
第 26 回	令和 2 年 3 月 26 日	第 23 回	令和 2 年 3 月 26 日
第 27 回	令和 2 年 4 月 15 日	第 24 回	令和 2 年 4 月 7 日
第 28 回	令和 2 年 5 月 15 日	第 25 回	令和 2 年 4 月 21 日

美里町議会の会議中継に関する規程新旧対照表（案）

現行	改正案	備考
○美里町議会の会議中継に関する規程 平成25年11月28日 議会訓令第4号 改正 平成28年3月23日議会訓令第2号 （趣旨） 第1条 この規程は、美里町議会（以下「議会」という。）を広く町民に公開し、開かれた議会を推進するために行う議会の会議中継に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） ライブ中継 開催中の会議を生中継によりインターネット及び庁内テレビで放映することをいう。 （2） 録画配信 ライブ中継した映像データを編集後、後日インターネットを利用して公開することをいう。 （ライブ中継及び録画配信の実施） 第3条 ライブ中継及び録画配信を行う会議は、議場で行う会議及び特別委員会とし、開会から閉会までとする。ただし、秘密会の中継を行わないものとする。 <u>2 録画配信を行う場合であって、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、当該該当する部分に限り録画配信を行わないものとする。</u> <u>（1） 議長が取消しを求めた発言及び議員が取り消した発言</u> <u>（2） 前号に定めるもののほか議会の品位を保つために、議長が</u>	○美里町議会の会議中継に関する規程 平成25年11月28日 議会訓令第4号 改正 平成28年3月23日議会訓令第2号 （趣旨） 第1条 この規程は、美里町議会（以下「議会」という。）を広く町民に公開し、開かれた議会を推進するために行う議会の会議中継に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） ライブ中継 開催中の会議を生中継によりインターネット及び庁内テレビで放映することをいう。 （2） 録画配信 ライブ中継した映像データを編集後、後日インターネットを利用して公開することをいう。 （ライブ中継及び録画配信の実施） 第3条 ライブ中継及び録画配信を行う会議は、議場で行う会議及び特別委員会とし、開会から閉会までとする。ただし、秘密会の中継を行わないものとする。	項削る

必要と認めた発言

(3) 休憩中の映像

3 録画配信は、閲覧しやすいように区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができるものとする。

4 録画配信の期間は、当該会議の日から起算して5日後（土、日は除く。）からおおむね2年を経過する日の間とする。

(著作権)

第4条 録画配信したデータの著作権は、議会に帰属する。

(映像の位置付け)

第5条 インターネット配信による本会議の映像情報は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び美里町会議規則（平成18年美里町議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページに明記する。

(庶務)

第6条 会議中継の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議中継に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（平成28年3月23日議会訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

2 録画配信は、閲覧しやすいように区切るものとし、その他議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができるものとする。

3 録画配信の期間は、当該会議の日から起算して5日後（土、日は除く。）からおおむね2年とする。

(著作権)

第4条 録画配信したデータの著作権は、議会に帰属する。

(映像の位置付け)

第5条 インターネット配信による本会議の映像情報は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び美里町会議規則（平成18年美里町議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページに明記する。

(庶務)

第6条 会議中継の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議中継に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（平成28年3月23日議会訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 年 月 日議会訓令第 号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

項繰り上げる

項繰り上げる
字句削る

議会懇談会実施要綱

1 開催趣旨

議会の立場から町民への町政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対する町民の声を直接かつ広く聴取することにより、議会の監視機能及び政策提言機能に資することを趣旨とする。

2 開催方法及び開催時期と開催場所開催時期及び開催場所

- (1) 議会が開催する懇談会と、行政区、団体（５人以上）等の要請により開催する懇談会（以下「要請による懇談会」という。）を実施する。

開催は年１回、１０月を基本に実施する。

また、要請による懇談会の開催は、議会が開催する懇談会後５日以内（土日含む）に実施する。

~~(1) 開催は年１回、１０月を基本に実施する。~~

- (2) 開催場所は、町内 6 箇所（小牛田地域 4 箇所、南郷地域 2 箇所）とし、要請による懇談会の開催場所は、協議の上、別途決定する。

~~開催場所は、町内 12 箇所（小牛田地域 8 箇所、南郷地域 4 箇所）とする。~~

- (3) 開催時間の基本は、午後 7 時から午後 8 時 30 分までとするが、都合により午前 10 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 2 時から午後 3 時 30 分までとする場合もある。また、延長する場合は 30 分以内とする。

3 報告内容

各常任委員会の研究テーマを主とした議会活動とする。

4 行政区への協力要請

議長は、行政区長に対し、住民参加の協力要請を行う。また、文書による開催案内の場合は、住民へ配布の協力要請を行う。

5 開催の周知方法

周知方法は案内文書、広報誌、ホームページ、防災行政無線等の活用を図る。

~~周知方法は案内文書、ホームページ、防災行政無線等の活用を図る。~~

6 実施構成等

(1) 懇談会実施班の編成

1) 班を組織し 3 班集体で実施する。班の構成は、5 人とする。

2) 各委員の所属する班は、次の方法で決定する。

① 各常任委員会単位に 3 班に区分する。

② 各班の常任委員会の人数は【表 1】のとおりとする。

「2 人」は、2 人のうち 1 人は常任委員長とし、常任委員長が特別委員会副委員長に就任している場合は常任委員会副委員長とする。

「② 人」は、2 人のうち 1 人は特別委員会副委員長とする。

それ以外はくじで決定する。

③ 懇談会当日に欠席委員が生じた場合は、行財政・議会活性化調査特別委員会委員長に対応を委ねる。

【表 1】

班	総務、産業、建設	教育、民生	計	備 考
第 1 班	3 人	<u>2 人</u>	5 人	
第 2 班	<u>2 人</u>	3 人	5 人	
第 3 班	<u>② 人</u>	3 人	5 人	
計	7 人	8 人	15 人	

3) 各班に班長を置く。班長は構成員の互選により決定する。

4) 班毎に懇談会に必要な役割を予め決定する。

5) 議会が開催する懇談会は 1 班当たり 2 会場を担当する。要請による懇談会の開催は合同会議で調整する。

~~5) 1 班当たり 4 会場を担当する。~~

6) 担当する会場は、各班長の抽選で決定する。

7) 記録は意見、要望、提言等の要点記録とする。

8) 各班は懇談会における意見、要望、提言等の取りまとめを速やかに行う。

(2) 合同会議等

1) 合同会議は次の事項を行うため、行財政・議会活性化調査特別委員会正副委員長及び班長で構成する。

座長を特別委員会副委員長とし、副座長を班長の互選で選出する。

① 懇談会実施における全体的な資料の調整及び日程の調整など。

② 懇談会実施後における各班が取りまとめた意見、要望、提言等を調整分類を行う。

- ③当該年の懇談会について検証し、次年度実施における提案を2月末までに行う。
- 2) 各委員は、所属する常任委員会ごとに研究テーマの経過を取りまとめ、資料の作成を行う。
- 3) 行財政・議会活性化調査特別委員会は、合同会議が取りまとめた意見、要望、提言等を整理し確認する。

7 進行等

- (1) 進行に当たっては、より多くの参加者が発言できるように配慮する。
- (2) 議員の発言は、特定の議員に偏らないようお互い良識をもって対応する。
- (3) 会場は、コミュニティセンター等を地域関係者との協議により設定する。
- (4) 報告の時間は概ね20分とし、次第は次のとおりとする。
 - 1) 開 会
 - 2) 議会報告
 - 3) 説明に対する質問、意見
 - 4) 懇 談
 - 5) 閉 会

8 議会懇談会後の対応

- (1) 懇談会での意見、要望などについては、行財政・議会活性化調査特別委員会で検証し、日常の議会活動の中で政策形成に努める。
- (2) 議長は、執行機関への意見、要望などについて関係機関に通知し、対応を求める。
- (3) 住民から議会への意見、要望などについては速やかに集約し、全議員の共有化を図る。
- (4) 議会懇談会の集約結果はホームページ及び町の行政情報コーナーで公表する。(町の行政情報コーナーは、本庁舎及び南郷庁舎の町民ホール)

【準備物】

- (1) 参加者への配布資料
- (2) 議会だより（予備資料）
- (3) 予算決算関係資料
- (4) 未収金状況一覧表
- (5) 公債費に関する調書
- (6) 特別委員会の活動状況に関する資料
- (7) 前年度要望等の回答書
- (8) その他

一文字、会場案内表示板、録音放送器具など

附 則

この要綱は、平成２２年３月２９日から施行する。（第１回報告会）

附 則

この要綱は、平成２３年１２月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年８月２９日から施行する。（第２回報告会）

附 則

この要綱は、平成２４年２月６日から施行する。（第３回報告会）

附 則

この要綱は、平成２４年７月２４日から施行する。（第４回報告会）

附 則

この要綱は、平成２５年４月１０日から施行する。（第４回報告会）

附 則

この要綱は、平成２６年８月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年２月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年２月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年６月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年 月 日から施行する。

実施構成図

